

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○介護の外国人技能実習 新制度で来春以降始動 (2017/10/25 毎日新聞)

11月1日から始まる新しい外国人技能実習制度で、対象職種に介護が追加されます。同制度では初の対人サービスです。実習生が介護現場で働くのは来春以降の見通しですが、利用者の不安を招かないよう質の担保が求められています。【有田浩子】

■25年には38万人不足 海外から人材招致

介護職の技能実習生受け入れは、安倍内閣の成長戦略「日本再興戦略」(2014年)で提案された。急速に進むアジアの高齢化を踏まえた「技術移転による国際貢献」を理由に挙げているが、背景にあるのは国内の介護人材不足だ。25年には約38万人が足りないと試算され、離職した「潜在介護福祉士」の掘り起こしなどでは追い付かない。これまでも政府間の経済連携協定(EPA)に基づき、08年からインドネシア、09年からフィリピン、14年からはベトナムから看護などを学んだ人たちが来日し、働きながら介護福祉士の資格取得を目指している。ただ、国費の支援はあるものの合格のハードルは高く、日本で働いているのは2000人程度にとどまる。

一方、技能実習制度は民間同士の契約なので、どれくらいの実習生が来るかは双方のニーズ次第だ。結城康博・淑徳大学教授(社会保障)は「EPAよりは多いかもしれないが、人材不足の切り札にはならない。安易な受け入れは介護の質の低下を招き、日本人の給与水準の上げ止まりが懸念される」と話す。

9月の改正入管難民法施行で在留資格に介護が加わり、実習生でなくても日本の大学や専門学校で学んで介護福祉士の資格を取れば、国内でそのまま働けるようになった。専門学校の定員割れが続く中、留学生は約600人と5年で30倍に増えている。

■人権侵害防ぐため 新組織で監視強化

外国人技能実習制度を巡っては、送り出し側による多額の保証金徴収や、受け入れ側によるパスポート取り上げや賃金未払いなどの問題が多発。実習生の失踪

も相次ぎ、国際的に批判されてきた。

技能実習制度適正化法に基づく新制度では、法務省と厚生労働省が所管する「外国人技能実習機構」が新設され、実習先への監視を強める。実習生の受け入れは、個々の企業に代わって国の許可を受けた「監理団体」が担当。商工会や公益法人などの非営利法人に限られ、実習先から出された技能実習計画の認定や実習生の相談支援をする。実習生への人権侵害には罰則も設けた。優良な実習先と認められれば、従来3年の受け入れ期間が最長5年まで延びる。

実習生は今年6月で約25万人いるが、70以上ある職種に比べ、介護には高いコミュニケーション力が求められる。このため介護職には固有の条件があり、入国時と2年目移行の際に、それぞれ到達すべき語学レベルが設定された。

実習先も、利用者の実習生双方の人権擁護などの観点から訪問系のサービスを除外した上で、設立後3年以上たった施設に限定。実習生5人につき1人の介護福祉士などの資格を持った指導員が置かれる。常勤職員が30人以下の小規模施設は、総数の1割を受け入れの上限とした。

■課題は日本語習得 試験落ちれば帰国

実習生が言葉を十分理解できないまま仕事に就けば、単純作業ばかり押しつけられたり、同僚の負担が過重になったりしかねない。入国時の要件は「日本語能力試験『N4』程度」だが、これは基本的な日本語を理解できるレベルで、大半の施設はこれより高度な「N3」以上が望ましいと考えている。

EPAの場合、入国に必要な日本語レベルは国によって異なるが、日本で6カ月の研修を受け、8割以上がN3程度に達している。実習制度の研修は、これより短い2カ月間。2年目以降に働くには、9カ月程度でN3程度の試験に合格しなければならず、落ちれば1年で帰国となる。(後略)

○外国人技能実習 11月から介護分野受け入れ
就労6カ月で人員配置の算定可(2017/10/16
シルバー産業新聞)

今年11月より介護分野での外国人技能実習生の受け入れが始まる。厚生労働省は9月29日付の告示・通知で、介護での受け入れ要件の詳細を示した。

例えば、介護分野の技能実習生に必要な日本語能力としてこれまで入国時に日本語能力試験N4「相当」としていたが、具体的にN4以上の合格者のほか、▽2010年度までに実施された日本語能力試験の1～3級合格者▽「J. TEST 実用日本語検定」のE—Fレベル試験で350点以上、A—Dレベル試験400点以上取得している者▽「日本語NAT—TEST」の1～4級合格者——などが含まれると示された。

また技能実習生の報酬上の配置基準の取扱いも明らかにした。介護報酬では入国後研修を終え、実習開始から6カ月経過すれば算定できる。日本語能力試験N2以上の合格者は就労開始時から算定可能となる。診療報酬上では、病院や診療所の看護補助者として介護技能実習生を員数に含めて算定できる。夜勤業務にも就けるが、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることとしている。

○ベトナム人看護師・介護士候補生の第6陣が募集開始 (2017/10/2 アセアンポータルサイト)

ベトナムの労働・傷病兵・社会問題省・海外労働管理局は、日越EPAに基づく第6陣看護師候補者・介護福祉士候補者の募集が開始した事を発表した。

日本政府とベトナム政府は、両国間における経済協力を深化させ両国における経済成長を促進させる事等を目的として、2009年10月に日ベトナムEPA(日越EPA)を発効させている。このEPAでは、人の移動に関しても協力を進める事を約束していたため、EPA発効後に更なる協議を進めた結果、ベトナム人看護師・介護士候補生を受け入れる覚書を署名し2012年6月に発効させていた。その後は、この覚書に基づいたベトナム人看護師・介護士候補生の受け入れを進めていた。

今回は第6陣となる候補者の募集が開始される事となった。日本への訪問を希望する看護師候補者・介護福祉士候補者は、1年間の日本語研修を受講した後に日本語能力試験を受験する事となる。今まで

の第1陣から第4陣は合計で673名が訪日しており、第5陣は現在ベトナムで日本語研修を受講している。

○語学力や開設3年以上対象 介護職の外国人技能実習制度要件 (2017/10/12 SankeiBiz)

外国人の技能実習制度に介護職種を追加する法改正が11月に施行されるのを前に、厚生労働省は11日までに、受け入れ先の事業所や実習生に求める要件を公表した。開設3年以上の事業所を対象とし、実習生は入国段階で、基本的な日本語を理解できる能力が必要とした。受け入れ人数の上限を、常勤介護職員の総数までとすることも定めた。

介護現場の人手不足が続く中、ベトナムなどアジア諸国からの来日が想定されており、年明けに第1陣が入国するとみられる。ただ、受け入れ事業所数や人数については、厚労省は把握していない。

受け入れは訪問サービスを除き、老人ホームや通所介護(デイサービス)など幅広い事業所で可能。経営の安定性を求める観点から開設後3年以上を条件とした。受け入れ人数の上限は事業所の規模によって異なり、最大でも常勤職員と同数まで。実習生5人につき1人以上の指導員を充てることも求めている。

実習生の日本語能力は、入国時に「日常的な場面でややゆっくり話される会話であれば、ほぼ理解できる」とされる日本語能力試験N4程度が必要で、2年目には1ランク上のN3の水準を求めた。入国後、原則240時間の日本語学習と42時間の介護講習を受ける。在留は最長5年とした。

外国人技能実習制度は外国人を日本の企業などで受け入れ、習得した技術を母国の経済発展につなげる狙いで創設された。担い手不足に悩む介護業界では、外国人技能実習生に期待する声がある一方、安価な労働力とみなされることへの懸念もある。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当 : 白井、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず